

## 市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成22年12月7日（火）

開 会 午前9時15分

### 【議 事】

#### ○請願第8号 東部クリーンセンターに排ガス中の水銀濃度を測定する器械を設置する件

矢作委員長 お諮りいたします。請願第8号「東部クリーンセンターに排ガス中の水銀濃度を測定する器械を設置する件」については、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、参考人として品川昭氏の出席を求め、意見を伺いたいと思うが、これにご異議ないか。（異議なし）

矢作委員長 審査日は委員会審査予備日である、本年12月16日午前10時、議会運営委員会終了後でよろしいか。

（委員了承）

（説明員交代）

○議案第102号 所沢市まちづくりセンター条例制定について

【補足説明】なし

【質 疑】

桑島委員

まちづくりセンターと公民館の所管範囲は揃えてあるのか。

堀内コミュニ

所管範囲は同じです。

ティ推進課主

幹

城下委員

公民館と出張所が設置される根拠法をそれぞれ伺いたい。

堀内主幹

出張所は地方自治法の第155条と所沢市役所出張所設置条例、公民館は社会教育法と所沢市立公民館設置及び管理条例です。

城下委員

センター長を置いて、窓口サービスグループ、コミュニティ推進グループ、公民館グループということであるが、公民館長はセンター長の下に配置されるのか。

本田コミュニ

センター長のもとに館長、コミュニティグループのリーダー、コミュ

ティ推進課長

ニティ推進グループのリーダーという業務になっています。

城下委員	<p>公民館の職員は教育委員会から任命され、出張所の職務も兼任するが、出張所の職員は公民館の業務ができないが見解を伺いたい。</p>
能登市民経済 部次長	<p>まちづくりセンターの職員については、教育委員会からの補助執行ということで、全員が市長部局になります。公民館がまだあるので、公民館の館長は社会教育法上必置ということもあり、教育委員会から併任をかける予定です。</p>
城下委員	<p>まちづくりセンターの職員は全員市長部局になり、公民館長もそこに入る。しかし、館長は教育委員会の仕事も併任するということでは、公民館の職員という形で残るのは、併任で館長1人という理解でよろしいか。</p>
能登次長	<p>公民館の業務自体は従来どおりで、各地区の公民館の管理運営内容については教育委員会の権限を市長部局の職員に移行する形になり、市長部局の職員が従来どおりの業務をやるということです。</p>
村田委員	<p>運動会は市長部局、ドッジボール大会は教育委員会の所管、というように担当が分かれている。まちづくりセンターができれば状況はどのようになるのか。</p>

能登次長

本来もともと地域は一つですが、それを行政の都合で縦割りでやってきたわけですが、それらの行事についても基本的にはまちづくりセンターの職員が一体となって対応していくということです。

村田委員

まちづくりセンター長が来て、一体となるというのは公民館の職員であり出張所の職員である。まちづくりの特別の職員を別に何人も配置するわけではない。その点はどうか。

能登次長

全員がまちづくりセンターの職員です。それで対応していくということで、もともと事業を実施していたところがどこであったかということはあるかもしれませんが、地域においてはまちづくりセンターの職員が一体となって対応していくということになると思います。

村田委員

今後施行されることになったら、まちづくりセンター長がすべて窓口となって、地域の行事について地域の役員と話をしていけば全部手配できるということである。そこで、誰がセンター長になるかで大きい違いが出てくる。しっかり職員を教育をしてから出すのか。

本田課長

市としてもまちづくりセンターが今後重要な役割を担っていくことは市長をはじめ期待していますので、そういう意味では人事配置の際は

十分配慮したいと思います。

村田委員

机で仕事をしていたのと、地域において仕事をするのは全く様子が違う。職員の教育をしっかりとしておかないと混乱を起こすと思うが、見解を伺いたい。

能登次長

まちづくりセンターをこれから実施するわけですが、コミュニティに対する意識改革が遅れているといえれば遅れているのだと考えます。そういった点も踏まえて、意識改革を図り、懸念されているようなことがないように実施したいと思います。

浅野委員

宮城県東松島市は準備期間を長くとり、1年くらいかけて職員研修や地域への説明を行ってから出発した。今回は来年1月から職員研修等をはじめということで、東松島市は市長と専門の部局があって、その人たちの思いがとても強く、きちんと教育なり地域に説明しているのだが、本市はまちづくりセンター長になるであろう人を誰が育てて、その思いをきちんとする研修の責任者に誰がなって、1月からどういう順序で庁内また地域に説明するのかというスケジュールを伺いたい。

能登次長

職員の意識改革ということで、今年度中にも研修を行いたいと考えて

おります。いずれにしても、最初に管理職、職員がコミュニティに対する意識をどのように持っていくかが重要です。また、従来の業務も地域の自治会に仕事を必要以上に押し付けるということがないようにコミュニティ、自治会等の自主性、主体性を尊重するような形で意識改革をしていかななくてはならないと思っております。従って、地域に対してもまた説明に入りますが、職員に対しても今後1回、2回ではなく、継続しながら研修を行い、意識改革を図っていきたいと考えています。

浅野委員

地域に対して説明に行くスケジュールはないか。

能登次長

来年の1月から説明に入ります。

浅野委員

誰が中心になって進めるのか。

本田課長

今年度は組織としてはコミュニティ推進課がまちづくりセンターを進めていくので、そういった意味ではコミュニティ推進課で進めていきます。

浅野委員

そのときに公民館業務を担う館長も研修に入ると解釈してよいか。

本田課長                    これまでもまちづくりセンターの件については教育委員会とも連携をはかってきたので、そういう意味では社会教育課とも連携をはかってまいりたいと考えます。

桑島委員                    研修よりもどういう職位の人が行くかが重要で、課長職以上の人がセンター長としてしっかりと入ってもらうことが一番重要ではないかと考えるが、センター長の職位について伺いたい。

本田課長                    これまでは、出張所や公民館長は課長補佐級でしたか、センター長については課長職となります。

西沢委員                    まちづくりセンターの目的は、地域課題の解決ということで、地域ネットワークに属する団体が実働部隊になっていくというイメージであるが、これらの団体は自動的に地域ネットワークの構成員に属するという理解でよいのか。また、地域で活動しているボランティア団体もこれに含まれるという構想のようであるが、声かけや参加の有無はどのようになされていくのか。

本田課長                    地域性もあって若干構成や関わり方が違う場合もありますが、自治会・町内会をはじめ、プランに示されているような団体はある程度積極

的に声をかけていくということになると思います。ボランティアの活動団体についても、随時ネットワーク化を図っていきたいと考えますが、まちづくりセンターの役割としては、まず話し合いの場を持つことで地域課題について自主的、積極的な意思を持って参加いただくことが一番よいと思いますので、ネットワークについて知っていただく場を設定していくことが大事だと考えます。

西沢委員

主催するのがまちづくりセンター長という理解でよいか。

本田課長

そのとおりです。

西沢委員

公民館の職員は教育委員会から派遣されているが、まちづくりセンターができると公民館長以外は全部市長部局の市民経済部ということになる。教育委員会の辞令を受けているのは公民館長のみということになるのか。

本田課長

公民館長も、市長部局の職員ですが、教育委員会の公民館の業務全般を行なうにあたって、スムーズに業務を行なうために館長を含む一部の職員については併任をします。



西沢委員 公民館長は社会教育主事という資格を持つ者になるという前提がある。公民館長の併任は、教育委員会から公民館長に併任辞令が来るとい  
うケースもあるということか。

本田課長 そのとおりです。

西沢委員 社会教育課の職員が公民館長として赴任し、併任で市長部局の辞令も  
受けるということか。

能登次長 まちづくりセンターに公民館がありますが、効率的な行政の運営のため、教育委員会の権限に属する事務を地方自治法上市長部局で補助執行  
しても良いという制度があります。教育委員会において補助執行をして  
公民館の運営管理を市長部局でやってもよいという議決をいただいた  
ので、それを市長部局の職員が受けて現場の公民館管理運営を行なうわ  
けです。それは、本来教育委員会の指示に従って行なうわけですが、現  
場に公民館がありますので、必置で公民館長は教育委員会から併任する  
ということです。併任をかけてもらいますので、公民館長はもともとは  
市長部局の職員ですが、教育委員会の職員も兼ねるということです。

西沢委員 「公民館の設置及び運営に関する基準」の中の、「公民館の館長及び

主事には、社会教育に関する執権と経験を有し、且つ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有するものを持って充てるよう、努めるものとする」という規定があるが、それに当たらない方が公民館長になる可能性があるという理解でよいか。

大館市民経済  
部長

社会教育主事の関係ですが、現在すべての公民館長が社会教育主事だというわけではなく、今の実態では、社会教育主事で公民館に配置されているのは4名です。ですから、そういった資格を持たなくても、公民館長としては教育委員会からの辞令で併任ができるということで、社会教育主事を持った方が公民館長になるのが一番ふさわしいことかもしれませんが、今はそうではありません。また、社会教育主事は、講習を受けるなどいろいろ勉強して、地域づくりの役割を果たすことを一つの任務として持っているので、今後まちづくりセンターが持つ、地域をどうしていこうかというコーディネーターを務めるだけの資格を持っており、そういった方は併任ということで調整をしているところです。

城下委員

公民館は生涯学習機能を持っていて、地域の課題をどう解決していくか等の事業を行なっている。4名の主事が配置されているということだが、各公民館に今後もきちんと社会教育主事が配置されていくのかははっきりしていただきたい。また、市の考えている人員配置の図はあるか。

能登次長 新たなコミュニティ推進プランに人員配置の考え方も書かれています。職員数としては、各まちづくりセンターの現在の職員数で運営していくということです。

城下委員 その中にセンター長も含まれているということか。

能登次長 センター長を含めて現在の数という考えです。

城下委員 まちづくりセンターの設置の部分では、地域コミュニティをより強化していくということでそれぞれ連携しながらやっていくわけだが、コミュニティの持っている出張所機能と公民館の機能は全く違う部分だと認識している。出張所の仕事はある意味市民のプライバシーを扱う部分である。自治法が変わったといってもその部分が保障されていくのかは懸念事項の一つになるが、どのように考えているか。

大舘部長 今まで出張所が行なってきたコミュニティ活動の業務は、地域との関連が深い部分がありますが、窓口業務といって各種証明の受付・発行など個人情報扱う部分があります。それは継続して行なうわけですが、それについては窓口サービスグループということではっきり分けます。まちづくりセンターということだと、本来は壁も全部取り払って一つの

施設の中で行なうのが望ましい形かもしれませんが、現在の施設で考えると入り口を入れて右と左に分かれています、それをそのまま使います。窓口サービスグループは窓口ということで現在の出張所のスペースがありますが、そこで個人情報扱うような業務を行なうわけです。公民館の業務とコミュニティについては、かなり重複しているところがありますが、公民館のスペースにセンター長も含めて入ります。あとは、地域との打ち合せなどいろいろ相談するところは、各館で工夫して作ります。いろいろなスペースの中でパーテーションを置いたりして作る、もしくは会議室等で常時地域との関連で使えるようなところを、各館諸事情を踏まえたうえで工夫していこうと考えています。

城下委員

社会教育主事もきちんと配置していくという考えはあるか。

大館部長

望ましいと思います。人事上の問題もありますので、教育委員会の中で社会教育主事ということではこれから研修等していかないとなかなか主事の資格は難しいものですから、配置できるような方向で進めていくのではないかと思います、はっきり計画的にもって行きますとは所管としては答えづらいところもあります。

城下委員

地域の問題を解決するのが社会教育主事である。そのへんを教育委員

会ときちんと詰めない中では出されていることがいかがかと考えるがどうか。

大館部長

現在の公民館の業務についても、そういう目的をもって活動をしていくはずで、社会教育主事は現在の公民館でも4名しか配置していないという実態があるわけです。そこも踏まえて考えたときに、社会教育主事の資格は教育委員会を離れるとなくなってしまいますが、潜在的に資格を持っている人はいるわけです。そういう方を異動で配置することも考えられますし、公民館活動において本来であれば教育委員会が社会教育主事を主体的に配置すべき話であったわけです。それが現状ではそういう実態ということですので、今後教育委員会とも詰めてまいりたいと考えます。

西沢委員

現在公民館は月曜日が休館である。今後もまちづくりセンターの職員は日曜日は出勤という勤務体制になるのか。

本田課長

公民館グループについては現在の勤務状況と同じなので、日曜日は出勤です。

西沢委員

出張所は日曜日はシャッターを閉めて、窓口業務は行わないまま今後

も進めていくというようになるのか。

本田課長

土曜、日曜の開庁については、全庁的に検討していますが、まず本庁の方からと聞いておりますので、来年度は出張所の土曜、日曜開庁は考えておりません。

杉田委員

窓口サービスグループとコミュニティ推進グループと公民館グループで3つの業務を行なうとっている。基本は窓口サービスグループが何人、コミュニティ推進グループが何人、公民館グループが何人ということで、窓口が忙しい日はコミュニティ推進グループの人が応援に入るとか、そういった基本があって公民館グループが忙しい日は窓口の人が応援に入るとか、その基本はどうなっているのか伺いたい。

本田課長

センター長の下、窓口グループが4人、コミュニティ推進グループが1人、公民館グループが4人ということで始めますが、連携については、窓口グループが忙しいときには、センターは一つの課と考えておりますので、センター長の裁量で体制が組めるということです。

杉田委員

コミュニティ推進グループの人数は1人か。

本田課長

コミュニティ推進グループのリーダーが1人ということですが、コミュニティ推進グループは公民館グループと連携してコミュニティ推進グループの業務を行なっていくということで、グループ制を活用して業務を行なっていきます。

杉田委員

来年度はそれで良いと思うが、その先はうまく機能してくると、職員の数削減できるのではないかと、私を私は考えているがどうか。

大館部長

人員の削減については2通り考え方があって、まちづくりセンターを充実するというので、2つの組織が一緒になり、人員が減るという考え方が一つありますが、またセンターの充実によりいろいろな業務が移行され、本庁の人員が全体的に軽減できるのではないかと、両面あると考えます。

杉田委員

センター長について、再任用の公民館長が良いという話も聞くので、その可能性を残しておくことについて伺いたい。

大館部長

各地区にいろいろな業務のことを経験した方がいるということは必要だと思っています。併せて、これからの市を背負っていくような人たちが、地域のことをよく承知した上でいろいろな業務をしていく一つの

場としては重要ではないかと考えておりました、バランスの問題で、すべてがベテランだけではよくないと考えております。

杉田委員

公民館グループが市長部局に絡む形になるが、予算的な措置はすべて市長部局である市民経済部の予算ということでよいか。

能登次長

公民館の管理運営に関する条例が残っていて、施設自体も教育財産です。従って、公民館に関する予算は従来どおり教育委員会が計上するということとなります。

脇委員

公民館グループの業務のうち建物管理以外の業務に関しても、教育委員会が予算を取るという理解でよいのか。また、この条例が認められると、組織も一つ課が増えて変わるということになるが、どこに入って公民館の部分も補助執行として残る。実際は重複する部分がどのような形で示されるのかという部分と、市民経済部の中の一つのまちづくりセンターという課として入るのかと思うのだがどうか。

能登次長

公民館は残るので、従来どおり社会教育課のもとに各公民館があるという形になります。また、市長部局ではまちづくりセンターが課相当で11作られるので、市民経済部の中に入る形になるかと思えます。



脇委員	<p>仕事の内容は、公民館グループは事務分掌としては公民館のところに記載され、残りの部分はまちづくりセンターの方に書かれるというイメージでよいのか。</p>
能登次長	<p>事務分掌については、規則で定めるということで現在準備しているところですが、まちづくりセンターは3つの機能の事務分掌を持っています。公民館は公民館の機能を持っていますので、その事務分掌も残るといことです。</p>
脇委員	<p>一部はそれぞれが重なったものを持つということでよいのか。</p>
能登次長	<p>重複して業務を行なうという意味合いではなく、同じような内容の業務はありますが、それぞれ規則などで分けられてくると思います。</p>
桑島委員	<p>現状で、出張所と公民館が同じところにあるのは、新所沢地区、所沢地区以外にどこがあるのか。</p>
大館部長	<p>公民館と出張所が、壁もなくくっついているというところが中央公民館と新所沢公民館です。他のところは、並木はまだ出張所がなく公民館単独ですが、施設は一体ですが、玄関を入ると右と左に公民館と出張所</p>

が向き合いになっています。

桑島委員

場所が大変離れているというところはあるのか。

大舘部長

すべて同じ施設内です。

桑島委員

モデルといっても想像がついてしまう。モデル地区は2つから始めるという話だったが、モデル地区についての考えを伺いたい。

大舘部長

一例として、施設的には壁がなくなって隣り合わせてやっているようなところ、もう一つは富岡のように同じ施設内でも離れて業務を行なっているところもやってもよいかというところで、その部分は現在調整中です。

城下委員

センターの応援体制について、センター長の裁量で応援ができるという話があったが、公民館の併任を受けている館長も窓口サービスやコミュニティ推進グループの仕事を手伝ったり、あるいは窓口サービスの職員が公民館の応援に行けたりするということか。

能登次長

基本的にはそのような考え方です。

城下委員 先ほど、館長以外の職員は併任を受けないという話だったが、どうなのか。

能登次長 教育委員会の公民館業務はもともと教育委員会の業務なのですが、業務を市長部局にさせてもよいという議決を教育委員会会議で受けたことをもってできるわけです。あとは、庁内の他の課と同じで、例えばコミュニティ推進課でも航空記念公園のイベントがあれば全員でやるということもありますが、それと同じです。

矢作委員長 館長だけでなく、公民館の職員が併任になるということでよいか。

能登次長 館長と社会教育主事だけが併任になります。

城下委員 プランのはじめの行政改革の部分でスリム化とあるが、企画で考えている定員適正化計画もあって、このような形なのかと私はとらえている。先ほど適正化との関連では2つあるということで、1つがセンターに本庁の仕事が移行していけば職員は充実するという説明だったが、今後まちづくりセンターの仕事量が今の3つの仕事以外の部分でも受け入れていく考え方があるのか。

大館部長

まちづくりセンターのような仕組みを持った自治体で、うまくいっているところはそれが支所的な役割を持つような区に発展しています。今のところプランとしては平成26年までは示しているとおりでですが、先々うまくいっているところを参考に、どういった業務までまちづくりセンターに移行できるかを、モデルも含めて検証しながら決めていくということで、先進的にやっているところは当然目標にはなっていくべきだとは思いますが。

浅野委員

今後コミュニティ推進グループも入るので職員は減らさないということだと思うが、先ほどセンターの職員は減らさなくても本庁の仕事が移行したら本庁の職員が減るかもしれないという話もあり、やりながら本庁の仕事が支局的な部分でまちづくりセンターに移るかもしれないという考えなのか。

大館部長

現スタート時点では、プランに示してあるようなところですが、先進地は支所的な役割を持っていろいろな業務をしているところがあります。そこを目標にしていったときに、庁内でやっているいろいろな業務がそちらに移行するというのも当然あるかと思います。今の段階で2つの組織が1つになったから1名減ということではなく、地域のことは地域で解決するという事でまちづくりセンターを育てていく成果と

して、いろいろな業務がそちらの方に付加するとその中で遠い先には増員ということもありうるかもしれないわけです。今時点では、現行の人数で業務をスタートしますということです。

浅野委員

公民館として運営していくと、お金を扱うことができない。例えば、講演会をした後講演者の本を売ったり、また場所を利用して地産地消の野菜を売ったりすることはできない。先進的なところでは朝市で近くの畑で取れた野菜を売る市民グループの人が活動したりしているのだが、将来的には公民館で今までできなかったこともできる可能性もあるのか。また、まちづくりセンターという看板は出すのか。

能登次長

公民館である以上社会教育施設ということで、物販などの用途については制限があるかと思いますが、これが公の施設ということになればそういう可能性も出てくると思います。看板については、まちづくりセンターの看板をつけますが、自治会の皆様も、出張所という名称に長く親しまれてきましたので、慣れるまでそのままにしてほしいというご意見などもあるので、すぐ全部切り替えることは考えていません。

浅野委員

会館自体に公民館と書いてあるものは変えないで、慣れてきて地域が一致したら、出張所と書いてあるところをまちづくりセンターとすると

というイメージなのか。会館自体にまちづくりセンターというのは今のところ考えていないのか。

能登次長 施設全体の大きいところの看板は、あるところもありますが、ほとんどの施設は公民館、出張所という大きい看板はありません。

浅野委員 まちづくりセンターという大きい看板はつけるのか。

能登次長 名称の看板はつけたいと考えています。

桑島委員 新所沢出張所や中央公民館の浮き彫りのような看板はどうするのか。

本田課長 新しい施設には大きい表示がついていますが、これまでなじんできた方は、まちづくりセンターといっても頭の中では窓口サービスは出張所、公民館は公民館というイメージがあると思います。わかりやすさという点ではすぐに看板を変える必要はないと考えております。まちづくりセンターの看板については、そのような機能があることがわかることが大事だと思うので、補正でお願いしているパーテーションやミーティングの場所を作るような備品とともに看板についても、そういった機能があるとわかるような設置の仕方は考えたいと思います。

桑島委員

社会教育主事というものはあまり意味のない資格なので、そういうものにこだわって中途半端なプライドを持って「私はこれしかできません」というのはまったくまちづくりセンターに逆行するので、配置はやめていただきたいと思っているのが1つである。国の法律でも必置ではない。2つめは、私が見ている範囲では、公民館の職員は大変お上意識が強い。そういった文化の人たちがちゃんと市民目線で仕事ができるように文化を変えてもらえるかという懸念がすごくあり、先日も高齢の方が頑張っている行事を、床が傷ついたということで、びっくりするような剣幕で職員が主催者をどなり倒していた。こういうような文化がある人たちで大丈夫なのか、見解を伺いたい。

大館部長

目的はまちづくりセンターが地域づくりにどれだけ寄与できるかだと思っています。その中で、社会教育主事についても講習も含めてそれだけの見識があり、必置ではありませんが、資格を活かして、従来の公民館というよりも本来の公民館活動の中で地域に貢献することを期待しています。それから、公民館職員の意識の問題ですが、今までは縦割りということで公民館行事だけ行ない出張所の手伝いはしない、出張所業務が大変なときでも知らないという職員の体質がありました。それを市民目線で同じ意識でやっていかなければならないので、それを管理する教育委員会の組織からもそういったものをなくして、先端で業務をし

ている職員に徹底していかなければならないということで、その部分は大事にしながら進めたいと考えております。

石井委員

センター長を民間人にすることはできないのか。

大館部長

公民館は昔、嘱託ということで民間の地域の方が公民館長になっていた時代があったと思います。公民館単独であれば民間の方も考えられるかもしれませんが、まちづくりセンターそのものが窓口担当ということで、個人情報も含めて進めていくということもあり、今は他の自治体の様子を見ても民間の方が市の行政機関のトップになることについてはまだ進んでいないと思います。今のところだと、スタート時点でもありますので、やはりまずは行政が進めるべきだという考えで、民間の方をまちづくりセンターのトップにするということは考えておりません。

石井委員

民間人でもまちづくりセンターの所長になれば、特別職の公務員という扱いになると思う。そういう面では、守秘義務という問題も解決されるので、民間の方が所長になることができない理由にあたらなと思う。また、今回人員削減が絡むのではないかという話があるが、将来まちづくりセンターが有効な機能になっていけば、本庁の人員削減や機能の分化、発展が考えられるので、私は人員削減は難しいと思っている。



ただ、経費削減はあり得ると思う。その中で、高給をとるセンター長を廃止するか、民間人を割り当てると費用の削減になる。人員削減は難しいということで、費用削減についての見解を伺いたい。

大館部長

費用削減の面では、正職員の管理職の給与を考えると、民間の方で資格を持っている方や経験豊富な方も一つかと思いますが、これからまちづくりセンターがいろいろな考えの中でスタートするので、それが定着してからそういったことも参考になるのではないかと考えています。

石井委員

立ち上げ時点ではあくまでも市の職員でも将来的には民間人の雇用もあり得ると理解してよいか。

大館部長

時間がどこまでかかるかというのは別問題ですが、制度が変わったりする中では、あり得るかもしれません。

石井委員

協働という言葉がだいぶ議論になっているが、協働という概念の中で、非常にわかりやすい提案になると思う。これから地域を活性化させていくには、大きな予算が流れていく可能性がある。そのときに、市の職員が予算を全部管理・執行するという形よりも、一部に民間人がいるということよりも、センター長に民間人を置いてしまうということが、

大きな協働の責任はしっかり果たせると思う。協働という視点に立つと、民間人のセンター長についてどのように考えるか。

能登次長

まちづくり自体は地域づくりで、したがって地域でそういう組織が出来上がってきます。それが、地域のことについて考え、これくらいの予算が必要であるとか、地域にとってこれが最優先課題であるとか、そういうものが出来上がってきます。そういうところで、今おっしゃったような機能が十分果たされるのだらうと思います。あくまでもセンターはそれを支援する組織なので、民間の方だから効果が倍増するかというと、あくまでも主体は地域なので、地域が中心になってくると考えます。可能性はないわけではないと思いますが、初めてのことであり、教育委員会と市長部局が補助執行されて業務を行なうというのも所沢市制始まって以来だらうと思っています。そういったはじめにあたっては、慎重に運ばなければなりませんし、行政がしっかりとした組織をつくるということもありますので、とりあえずは民間人ということではなく、行政でまちづくりセンターを進めたいと考えております。

石井委員

行政の最大弱点は民間的な発想とスピード感に欠けるということであるが、先ほど委員から例示のあった問題に対しても、民間レベルでは考えられない。利用者と利用の場を提供する立場という中でそういう問

題が起きてくることが実態だとすると、民間での意識が反映されない  
改善されない可能性がある。もう一つは、スピード感という問題がある。  
その部分で足りないところを補っていくのが協働だと思う。公民館と出  
張所が機能統合して新しいものが生まれるところに、その意識がない限  
り難しいというのが持論である。今回自治基本条例や第5次所沢市総合  
計画でたくさんの市民の方に参加をいただいているが、そういう方たち  
がこれだけ素晴らしい意識や考えをお持ちだったら、是非自分がセンタ  
ー長になると手を挙げる制度を作っていただきたいと思うが、考えを伺  
いたい。

大館部長

現在は学校の校長先生の公募制などありますが、いろいろ様子を見な  
がら、スタート時点から当分の間は弊害があつてそれを直していくとい  
うことがあります。いろいろな人がセンターを注視しているので、今の  
ような縦割りではよくないというのは当然のことだと思います。そうい  
った一つの過程を踏まえて、先々は民間の方の登用もいろいろな意味で  
必要かと思います。

脇委員

『新たな地域コミュニティの構築』に向けた推進プラン(案)の中で、  
コミュニティ推進グループが掲げている業務の中で、地域住民の要望等  
の処理・連絡調整の内容について説明をお願いしたい。また、計画の期

間ということで平成22年度から平成26年度までの予定が書いてあるが、これについては条例を認めることイコールこれを認める形にはならないという理解でよいか。ある程度変更がありうるのか。

堀内室長

地域からの要望については、この規定については現在の出張所の処務規則がありまして、現行の制度の中にもこれは入っています。具体的な内容は身近なもので、例えば危ない場所や道路の傷みがある場所や、そうといったことで地域の皆さんが出張所に来て要望を受け、関係課に連絡・報告して対処をお願いするという、生活に身近な要望を窓口等で聞くという内容です。

能登次長

推進プランの期間は平成26年度までということで、とりあえずこのような計画で進めたいと書いてありますが、ネットワークそのものは先進市の事例を見ても時間がかかっています。地域それぞれ事情が違っているので、驚いているくらいですが、地域に合ったネットワークを作るには非常に時間がかかると思いますので、必ずしもこのとおりに進むとは考えておりません。

脇委員

地域ネットワークを作っていこうという中で、新しくできるコミュニティ推進グループだったので、地域住民の要望処理・連絡調整というも

のが新たな取り組みとしてこれから作ろうとしているネットワークの対象となる人たちの要望を具体的に取りまとめ、新たにシステムとして考えているのかと思ったが、ここでは全くそういう読み方ではないということでしょうか。

能登次長

そのとおりです。

脇委員

今後計画期間の中で新しい課題を抽出して決めていくようなことはこれと別個に作っていきたいということでしょうか。

能登次長

苦情なり要望は、地域全般、これまでも出張所にはそのような機能がありまして、そういう業務を従来どおりやるということです。行政に対するネットワークの要望は、今後地元の方と協議しながら検討されていく内容だと思います。

矢作委員

プランの中の業務内容は、今行われているものがこのように分類されるということでしょうか。

能登次長

業務内容については、現行の出張所と公民館が行なっている業務を整理したものです。コミュニティ推進グループの中の地域ネットワークの

推進というものがこの中では特に新たに加わったものです。なお、まだ十分精査していないものもあるかもしれませんので、引き続き規則の制定に向けて関係課等と最終的に調整を図っていきたいと思いますが、基本的に現行の出張所と公民館の業務を3つのグループに分け、その中で特にコミュニティ推進グループについては、出張所の現在担っているコミュニティの関連業務をコミュニティ推進グループに位置づけたということですので。

矢作委員

まちづくりセンターという取り組みは、国や県から補助金はあるのか。

堀内室長

制度的にはございません。

矢作委員

先進地についてもいろいろ研究しているようであるが、難しい部分は、地元の理解を得られなければ進まないことだと思う。これについては、これから地元の説明をしていくということでしょうか。

堀内室長

この条例を議決いただいた後、少なくとも年度内には行いたいと考えています。

矢作委員

モデル地区となることから当然説明していくと思うが、併せてそれ以外の地域にも周知を進めていくのか。

堀内室長

まちづくりセンターの組織・機構の整備については、すでに自治連合会の方にも説明しています。各地域に説明したいというのは、この整備のことで、ネットワークについてはまちづくりセンターが設置されて業務を開始してからの話になります。そこから地域の方たちとどのような地域づくりをしようかという話になるので、とりあえずまちづくりセンターの組織・機構がこのようになるという説明をしたいと考えています。

矢作委員

新たなことを始めるには不安や抵抗もあると思う。そのあたりはどのように進めていくのか。また、先進事例の中でそういった部分も教訓としてあるのか伺いたい。

本田課長

地域の抵抗感については、所沢市自治連合会とは平成20年度からまちづくりセンターについての会議の場をもっています。そういった中で、これまで地域はむしろ、なぜ役所は一つなのに出張所や公民館の窓口が一本化されないのかという行政の縦割りに関する意見はいただいていたところです。ネットワークの関係については、地域によって差

はあるかもしれませんが、地域の中で地縁団体ということでは自治会・町内会が中心になるのかもしれませんが、その中でも連携がとれていないことは自覚をされており、むしろそういった協議の場があったほうがいいという意見をいただいています。ただし、どうやって進めていくかについては、早急に進めるということではなく、各地域の進め方があると思いますので、そういったものを考慮し取り込んでいきたいと考えています。

堀内室長

先進事例の関係ですが、市民センターや地区センター等名称は違いますが、類似の施設を設置している神奈川県藤沢市、県内の狭山市、越谷市等あります。藤沢市は取り組みが良い事例ということでとらえています。本市でいう地域ネットワークは、藤沢市では地域経営会議という組織を作って取り組んでおり、地域の関係団体や地域の方の代表者、公募の委員等が集まって50人前後で組織しています。実際に地域経営会議の中で実際の課題を見つけて取り組むための優先順位を作り、また予算化して事業化するという取り組みも現に行なっています。また、組織としても、今まで各課が行なってきた事業を、地域に直接密接に関係がある事業は各地区に事業を展開するよう、地域が直接地域の課題をいったん本庁に戻して取り組むのではなく、ある程度の予算をセンターで持つており、それで事業にすぐ取り組めるというようなスピード感が変わっ



たという話も伺っております。また、県内の狭山市や越谷市の例では、出張所と公民館を一緒にすることにより、長が1人ですむということで、その分1人減らせるのではないかという取り組みの中で、目標に対して少し課題を抱えているということです。

**【質疑終結】**

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時10分

**【意 見】**

浅野委員

民主ネットリベラルの会を代表して意見を申し上げる。豊かな活力ある地域社会の実現のためにまちづくりセンターを作るので、賛成の立場で意見を三点申し上げる。1. 市長部局と教育委員会の職員に対して、運営に対する意識を一致させ共有するために、丁寧なしっかりした研修を行なうこと。また、地域の住民の方々にもしっかりと丁寧な説明と交流を行なうこと。2. 機能が有効になるように、会館の看板や施設のレイアウトで徐々にでもまちづくりセンターであることをはっきりさせること、3. センター長の役割、職務内容、権限をはっきりとさせて、まちづくりセンター運営をスムーズに行なうこと。

杉田委員

賛成の立場で意見を申し上げる。センター長については再任用の方が

評判がいいという話を聞くので、再任用の方を採用する可能性を残していただきたいこと、また、先々は職員の削減をすることを目指していただきたいということ添えて意見とする。

西沢委員

公明党を代表して意見を申し上げる。まちづくりセンターはこれまでの出張所機能と公民館機能を併せ持ち、地域の課題解決に取り組むものである。そのためにも市長部局と教育委員会は十分に連携を取り合っていただきたい。また、所管課は常に地域活動団体の声を聞くことを怠らず、運営にあたっていただきたいことを申し添えて、賛成とする。

石井委員

自由民主党市議団を代表して、賛成の立場から意見を申し上げる。所沢市まちづくりセンターのセンター長に今後は民間人の登用、さらには選考にあたり公募制度の可能性を検討することを強く望み、改めて賛成の意見とする。

脇委員

賛成の立場からの意見だが、何点か申し上げたいことがある。まず、関係する市民団体等に対する十分な説明と職員の研修という観点から、準備不足の感が否めないため、これから十分に補填するような取り組みが必要である。また、地域のネットワークというのは、公民館本来の機能が充実することから成り立つものと考えてるので、公民館グループの業

務が充実するよう配慮していただきたいのが2点目である。また、このまちづくりセンターを作るにあたって、窓口の一本化が必要だという観点からの議論があったが、現在まではそれぞれの職責に従って業務を行なってきたのであって、そのことはまちづくりセンターの設置の動機にはならないと判断している次第である。それから、事務局が説明したように、事業が充実しても職員の削減にはつながらないことを望む。また、新しい制度が始まるわけであるが、定期的な進行管理状況を委員会に報告することを求める。また、地域福祉計画との整合性も常に十分に図っていただきたい。まとめとして、この条例が将来的に地域の住民の自治組織というか、一人ひとりの権利が担保され、そこで交付される財源を、公平・平等に用途が決まっていて、問題解決につながるような仕組みとなることを求める。以上をもって賛成の意見とする。

桑島委員

まちづくりセンター条例について賛成の立場から意見を申し上げる。1点目は、留意してほしいことであるが、公民館の対象範囲が現実には公民館によっては全市的な公民館というのがあり、そうなった場合まちづくりセンターの中の公民館は、今後は対象地域の利用を優先するという方向性がないと、公民館は全市を対象にしており、出張所はまちづくりセンターの対象地域というのはバランスを欠くので、改めて公民館の条例の範囲をもう一度見直していくということが1点目である。2点目

としては、特に新所沢地域においては、地域福祉計画において西口側と東口側の一体化という計画があるので、この計画には引きずられないように留意をしていただきたい。新所沢駅西口は西口としてのまちづくりセンター設置なので、地域福祉計画とは一線を画していただきたいという2点を述べて賛成とする。

城下委員

議案第102号所沢市まちづくりセンター条例制定について意見を申し上げる。今回の提案は、これまでの公民館と出張所を統合し、地域のつながりを形成しながら、地域課題の解決に取り組むとともに市民の自主的なまちづくり活動を支援し、豊かな活力ある地域社会の実現を目的としているものである。しかし社会教育法に基づく公民館と、市の出先機関としてのコミュニティを推進する出張所を統合することによって、市民の個人情報などが守られるのか、また公民館については、必置義務はないとしても、これまでも地域の課題解決等を行ってきた社会教育主事の配置が現状でも4名であり、この点についても今後どうして行くのかという協議が不十分であるということがわかった。そういう意味からも、公民館の機能の低下につながらないのか懸念される。また、新たな地域コミュニティ構想に向けた突破口でもあり、行政改革とも連動しているものであり、今回の条例制定について本当に市民の立場に立ったサービスの充実につながるのか大変難しい部分も読み取れる。そう

いう意味から、今回この議案に対しては反対する。

村田委員

賛成の立場から申し上げる。まちづくりセンターについては、多くの皆さんが期待し、また新しい地域作りとして期待がかけられているところであり、是非成功するように関係者については十分努力していただきたい。ただ、まちづくりセンターは地域の人たちとの関係がどのように構築されるかということが一番大きな決め手になるので、その点ではセンター長の人材については十分配慮をし、その方が少なくとも意識改革をされた上で配置されるように望む。また、そうした人たちが配置され、地域の活性化が進んでいくわけであるが、その際に最小公約数で意見が集約されるなら、基本的には最大公約数で意見が集約される地域の意識が集約されるということに十分配慮して、今後センターの意義を高めていくように頑張っていただきたいと思う。以上を申し上げて、賛成の意見とする。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第102号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第99号 平成22年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

システム修正委託料追加は、随意契約ということでよいか。

高杉国保年金

随意契約です。

担当参事

桑島委員

契約の仕様策定に当たって、なるべく安くするためにどのような努力をしたか。

高杉参事

見積もりにおいて、仕様をどのような内容の改正になるかということ  
でお願いして、それに基づいて情報統計課で検討し、金額を確定しまし  
た。

桑島委員

川越市との比較を伺いたい。

高杉参事

川越市は、約500万円と聞いています。

浅野委員

将来的には川越市のように職員ができる部分が増えてきて、こういっ

た予算は削減されるのか。

高杉参事

来年度住基関係がオープン化するという事で、税についても何年先  
かわかりませんが、オープン化していくということは聞いています。

西沢委員

埼玉県国保団体連合会負担金追加は、連合会に対して按分された負担  
金ということで、国庫支出金で交付された分をそのまま負担しているわ  
けだが、なぜこういうシステムになっているのか。

高杉参事

確かに分担金について歳出し、その部分を国の特別調整交付金として  
いただいています。この分については連合会には聞いておりません。差  
し引きはゼロになるという状況です。

桑畠委員

県はどここのシステム会社でやっているのか。

高杉参事

一部機器は富士通、ソフトは上部団体である中央会、システムはNT  
Tデータ通信、今度富士通とNECが共同で行なっていくということは  
聞いています。

桑畠委員

請求書が来たからただ払うのではなく、このシステムはここだからこ

うしたほうが良いというような精査はしているのか。

高杉参事

請求の前に、システム構築のための講習会が2回ほど連合会で行われました。そのときに、情報統計課の職員と、実際にどういった改正内容になるのかを確認しています。

城下委員

窓口業務の委託化について、民間委託化計画に基づいて来年3月から国民健康保険関係の窓口を業務委託するということであるが、人数は何人か。

高杉参事

国保年金課については1名です。

城下委員

市民の個人的な情報を扱う窓口ということで、全権的にも実施しているのは志木市と和光市とふじみ野市ということで、まだ少ないが、ある意味そういう部分だからこそ慎重に扱っているのかという印象を持っている。業務委託をする33万7,000円の内訳を伺いたい。また、市の臨時職員の雇用で行なった場合、時給などはどれくらいになるのか。

麻生国保年金

時給は委託に関しては1,300円で、15パーセントが社会保険料



課主幹 ということ計算します。金額は人件費として1,300円かける7.5時間かける22日で、21万4,500円です。社会保険料は15パーセントで、3万2,175円、諸経費が2万1,000円、一般管理費が5万3,535円、これの合計に1.05をかけますと33万7,000円です。

城下委員 社会保険と一般管理費と諸経費を足すといくらになるか。

麻生主幹 10万6,710円です。

城下委員 管理費と諸経費は、業務委託を受ける業者の収入になるという理解でよいか。

高杉参事 そのとおりです。

城下委員 民間委託化計画というのは当然経費削減という部分から出ていると思うが、今回の業務委託のほうが高くなっていることについて、説明を伺いたい。また、市民の個人情報に関わる部分ということで、守秘義務については仕様書に明記するということであるが、仕様書に書いたから全部が守られるというわけではない。どのように担保していくのか。ま

た、業者はどういったところを選定するのか。

高杉参事

委託業務と派遣業務の運用の大きな違いですが、業務委託については委託先の責任者を通さない限り、市側から直接指示ができないこととなります。また業務委託においては、仕様書に定められた業務のみを行なうため、業務範囲が限定されます。派遣契約の場合、労働者派遣法の適用を受けることになり、派遣期間の制約が生じてきます。市が直接指示をできるという点や、業務範囲の柔軟性という点では、派遣契約が適している面もあります。しかし、デメリットとして、派遣契約においては期間の制限があります。3年後には雇用申し入れ業務が生じます。当該窓口委託業務については継続的に実施していくことを考えると、業務委託が適していると考えているところです。次に、臨時職員に係るものですが、コスト面では臨時職員での対応が有利ですが、開庁日すべての日程及び時間への対応が必要であることや、人事管理に係るコストが必要なほか、適正に合わないと判断されたときの対応が難しくなるということで、窓口業務の重要性から仕様を示しての業務の委託が適当であると考え、業務委託として対応すべきと考えているところです。次に、個人情報についてですが、非常に重要なことと認識しています。具体的には、業者の選定にあたっては個人情報に関する社内規定を有する業者で且つ財団法人の日本情報処理開発協会が認定するプライバシーマーク取

得事業所を対象とするものとして、契約においては、委託業務にかかる個人情報取り扱いに関する特記事項の遵守を義務付け、実務の執行においては業務部分の徹底、端末へのアクセスの制限、アクセスの履歴の記録を保存して、十分な配慮をしてみたいと考えています。現在医療センターの医事と検診で窓口業務の委託を実施しているところで、円滑な事務の執行が図られています。窓口業務については、委託化に関しては慎重に今後対応していきたいと考えています。業者の選定については、実際に業務委託ということで考えており、内容としてはプロポーザル方式ということで、提案書に基づくプレゼンを行なっていただいて、金額ではなくすぐれた内容のものを選定していきたいと考えています。

城下委員

委託先の職員が窓口で対応し、判断に困った場合、市の職員が指示することはできない。個別の状況によっては職員が判断して対応するということがあったが、委託先の職員が困ったときに市の職員に相談や指示を仰ぐことはできず、あくまでその人の判断で対応しなくてはならないという部分をどのようにクリアするつもりか。

高杉参事

実際に仕様書の中できちんとした対応を取りたいと考えています。日常会話については特に問題はないと聞いていますが、業務に関しての指示は一切できないので、そういった想定を仕様書の中で確認していくこ

とになります。証明書については、交付や療養費などの給付については委託先の職員ではできないので、市の職員が関わらなければならない部分はあります。その分について今回の委託業務の仕様書の中で、細かく決めて対応していきたいと考えています。

城下委員                      その方が窓口の問題があるという場合は、市の臨時職員よりも業務委託の職員の方が業者に対して「この人は適性がないので変えてください」と言えば変えてもらえるものなのか。

高杉参事                      委託する責任者にこちらから指示はできると思います。

城下委員                      そうなった場合、違う人が来る場合がある。この仕事上、常に適性がないから変えていくことが果たしてよいことなのか。

高杉参事                      仕様書で委託をしていくわけですが、そういった内容の人格、知識が必要です。そういった方を窓口に置いていただけるよう要望するのですが、次から次にトラブルを起こすような方ではないと思います。

浅野委員                      民間委託化推進計画によって正職員の数を削減するのであれば、今年度と比較して平成23年度は窓口業務をする職員の数が減るのか。それ

とも忙しいときに残業をやらないでこの方がやるということなのか。

高杉参事

民間委託化推進計画の中で、平成23年度から委託した人員を窓口につけた数、あるいはその2分の1を減らすという計画があります。

浅野委員

退職した職員と同じ数を新規職員として採用してはいないということか。

高杉参事

そのことに関しては、こちらではわかりかねます。

脇委員

3月は通常の職員に1名が加わり窓口業務が行われ、4月以降は職員は減るということか。

高杉参事

そのとおりです。

村田委員

22日間で33万7,000円というのは、決して安い賃金ではない。委託化一人ではなく10人になった場合は、管理費等は下がるのか。

高杉参事

まだ具体的に業者と話をしていないので、管理費についてのパーセンテージは分かりません。

脇委員 窓口業務委託の判断の基準として、コストの削減と定員適正化計画のことと、業者の持っているノウハウを活かしたいという説明があったが、プロポーザル方式で宣伝する場合に、市は業者にどのようなノウハウを期待するのか。

高杉参事 接遇について期待しております。

脇委員 窓口の職員の接遇については、本市は質が良いと思うが、どのような認識を持っているか。

高杉参事 質はかなり上だと思います。職員課の研修等により、かなり良いと考えています。

村田委員 市民医療センターの窓口が一部委託されているということであったが、人件費はどのくらい節減されているのか。また、業務委託について、他市の状況を具体的に伺いたい。

高杉参事 市民医療センターの人件費が削減されているかについては、確認しておりません。近隣の状況については、志木市、ふじみ野市、和光市で行なっており、担当課長に伺ったところ、スムーズに業務は行われている

と確認しています。

村田委員

何名くらい委託しているのか。

高杉参事

志木市は2名と聞いていますが、他の2市については確認しておりません。

大館部長

先ほどの市民医療センターの窓口の委託の状況ということで、金額ベースでは把握していませんが、平成13年から始めており、外来は通常5名程度という契約ですが、時間帯や混雑状況によって2名になったり7名になったり変化します。人間ドックは現在4名が民間委託で業務についていますが、委託にすると業務遂行に必要な人材を継続的に確保していくという面ではメリットがあり、臨時職員ですと臨機応変な対応や適正に欠けるということでも弊害があるという説明がありましたが、委託の場合には業務について委託しているので、必要な人材については委託先が責任を持ってそういった人を手配するということなので、継続的な業務の遂行ということでは委託のほうがメリットがあると考えています。

城下委員

継続的な業務の遂行に対するコストという理解でよろしいか。

大館部長

そのとおりです。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後1時00分

桑畠委員

柔道整復師については、その後どうなっているか。

高杉参事

一応解決しました。その後の調査はこれからということで、診療機関の一覧表を作成している状況です。

城下委員

国保の場合は高額療養費の受領委任払い制度があるが、後期高齢者にも同じ制度はあるか。

中村国保年金  
課副主幹

後期高齢者のほうは、高額療養費に関しては特に本人の手続きは必要なく支払いがされています。

【質疑終結】

【意 見】

城下委員

議案第99号平成22年所沢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について意見を申し上げる。反対する部分であるが、債務負担行為と国民健康保険税賦課徴収事務費の窓口業務委託料についてである。こ



の業務は市民の個人情報に関わる部分であり、個人情報漏えいにもつながるものである。また、今回の提案の説明としては、定員適正化計画に基づくものとの説明であったが、そもそも定員適正化計画自体が行政改革の一環であり、経費削減であるにもかかわらず、質疑では市の臨時職員の賃金よりも業務委託のほうが高いことが明らかになっている。また、偽装請負の問題や、個人情報についても、仕様書に明記することとであるが、このことについても問題がある。そもそも市民の個人情報に関わる大切な窓口部門を経費削減で民間委託にする市長の政治そのものが大変大きな問題であるという立場から、反対とする。

脇委員

私が反対するのも債務負担行為と窓口業務委託料で、理由は、コストの面での削減という意味では問題があること、また守秘義務の問題、それから業者のノウハウを生かすということもなかなか納得のできるものには至らなかったのも、そのことで認められないということが一つである。また、本来この窓口業務は市が行なうべき業務であるという認識に立って、委託するべきではないというのが次の理由である。また定員適正化計画も、担当所管の実態が非常に業務が多いところについてはこのような形で定員を削減するべきではなく、定員適正化計画の中で可能であれば職員の適正配置という部分で工夫するべきであり、また本当であれば適正化計画自体業務の量からいうと見直さないと大変職員に重

い負担がかかっていく計画であるという認識を持っている。以上の理由で反対する。

村田委員

賛成の立場から意見を申し上げる。人件費は一年間を通してかなり安くなることが実証されている。また、窓口業務の委託化については、今後長期的に見ると市の経費削減の面からも、窓口業務の委託化が拡大されていくと思う。例としては、市民医療センターの業務内容を見ると、委託化で窓口業務を完全にこなし、今日まで市民からクレームがついたという話は聞いたことがない。サービスの低下もなく、十分仕事をしているので、今後市の窓口業務についても委託化が十分市民にも受け入れられるという視点で賛成する。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第99号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第98号 平成22年度所沢市一般会計補正予算（第6号）

市民経済部・農業委員会所管部分

【質 疑】

城下委員

自治振興費については、まちづくりセンターのパーテーションの設置ということであるが、1箇所のみ費用になるのか、11行政区全部の費用か。

本田課長

各公民館及び出張所に照会をし、基本的にはパーテーションは各施設においてまちづくりセンターの今後のPRにも活用します。パーテーションといっても空間を区切るだけではなく、お知らせなどが貼付できるようなもので、そういったものについては必ず置く予定です。まちづくりセンターからの情報発信なども併せてそこでできるようなものとして設置するという事です。イスや机については基本的には今あるものを活用しながら、備品等が不足しているところについては、こちらのほうで今回手配するという事です。

城下委員

1箇所あたりの費用はどのくらいか。

本田課長

今のところ、多少差はありますが、1箇所当たり約20万円程度です。

西沢委員	市内循環バス運行費の事務機器借料の5万1,000円の内容はなにか。
堀中交通安全課長	コンピュータの利用です。
西沢委員	パソコンのリース料は約8万円ではなかったか。
堀中課長	期間が違うと思われませんが、詳細はわかりません。
城下委員	臨時職員は、交通安全課で作業をするということでよいか。
堀中課長	そのとおりです。ただし、受付業務では出張受付をいたしますので、出かける場合もあります。
城下委員	今回の臨時職員は、埼玉県緊急雇用創出基金を使って約3箇月雇用するが、更新の可能性はあるのか。
村松商工労政課長	埼玉県緊急雇用創出基金事業については平成23年度も実施されますので、この事業も実施の希望があれば更新は可能です。

村田委員

業務内容を具体的に伺いたい。

堀中課長

3箇月の雇用を予定しています。1月は職員とともに公民館を回り、出張受付を行います。2月、3月は、受け付けた内容をデータベースに台帳作りを行います。

村田委員

来年度も継続する可能性があるということであったが、来年度もこの仕事を行なうのか。

堀中課長

この業務については今年度末までです。

堀市民経済部  
次長

今回の臨時職員賃金は、特別乗車証が今年度で切れるため、その更新に伴う特別な業務が発生するので、3箇月間お願いしているものです。

杉田委員

更新見込数が8千件とのことであるが、新規のものには対応しないのか。

堀中課長

現在特別乗車証をお持ちになっている方については更新ですが、新規申し込みの場合も、期間内に同じ業務があるので、受付を行ないま

す。

城下委員 窓口業務等委託料について、市民税、国民健康保険と一本化して委託するのか。

高杉参事 市民税課、市民課、国保年金課一緒に行なう予定です。ただし、それぞれ予算を持っているので、契約は別々になるかと思います。

城下委員 単価は同じか。

高杉参事 そのように予定しています。

城下委員 斎場運営費は空調工事ということであるが、いつ頃から故障していたのか。

見澤市民課長 ずっと故障しているというわけではありませんが、昭和62年に導入したもので、かなり老朽化しています。今年の夏も2度ほど故障し、市民の方に若干ご迷惑をかけた経緯があります。

堀次長 補足ですが、平成20年度頃から故障が発生していました。

石井委員 市民に迷惑をかけたというが、どのような迷惑なのか詳しく伺いたい。

見澤課長 9月の例をとると、17日だったかと思いますが、非常に暑かった最後の日で、35度くらいを記録した日でした。午後4時頃だったので、大きな被害はなかったかと思いますが、突然空調が止まり、暑い思いをされた方もいらっしゃったのではないかと思います。

石井委員 どのような対応をするのか。

見澤課長 今回については、夕方だったので、告別式等も終わっており、それほど迷惑はかからなかったかと思います。ただ、クーリングタワーという屋上についている冷却水を放熱させる機器が止まってしまいました。応急処置として、水道水を入れて冷却水を冷やすという応急処置はとりました。

城下委員 平成20年度から故障していたという意味では、3年目に入ったということで、当初予算で改修工事の計上を検討していたのか。

堀次長 こちらは、公共施設の長期修繕計画に載っていますが、平成23年

度には入らず、平成24年度になるという話がありました。あと1年半は待つことができませんので、急遽補正予算でお願いしたということです。

村田委員 3,800万円になっているが、空調だけではなく連絡通路の雨漏り等もあるようである。空調関係のみの金額を伺いたい。

見澤課長 雨漏りの防水工事が約380万円です。残りが空調関係です。

村田委員 これは全館か。

見澤課長 昭和62年の建設当時の空調と、平成12年の増築部分も一部含まれています。

村田委員 空調は今2つに分かれているということで、今度の工事で一本化されないのか。

見澤課長 一本化はされません。古いものは最低限交換が必要なものを修理するということです。



村田委員

窓口業務委託の債務負担行為について、委託の人数は何人か。

堀次長

市民課が2名、市民税課が2名です。

【 質疑終結】

【 意見・採決保留】

(説明員交代)

○議案第98号 平成22年度所沢市一般会計補正予算（第6号）

（環境クリーン部所管部分）

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

臨時職員1名を雇用して、犬の登録・狂犬病予防注射管理事業に対応するとのことだが、この時期に雇用するということは、事務的にこの事務が忙しくなるという位置づけなのか。また、23年度以降も雇用延長が可能なのか。

溝井生活環境  
課長

従来、集合狂犬病予防注射の実施につきましては、はがきによりまして登録されている飼主に通知しておりました。今回、さらなる接種率の向上を図るために、はがき以外に過去5年間の接種状況等を記載した文書と、飼い方のマナーについて周知する文書を、はがきと共に封入して送付することとしたため、臨時職員を雇用するものであります。

雇用延長につきましては、できるものと考えております。

城下委員

臨時職員は、封入・封緘の作業をやるということか。

溝井課長

封入・封緘の作業のほかに、通知発送後に、犬の死亡の連絡が多く入りますので、その処理も行なっていただきます。

桑島委員

通知は何通ぐらい送るものなのか。

溝井課長

犬の登録頭数は、本年9月末で1万7,154頭でございます。このそれぞれの飼主に送付いたします。

桑島委員

1軒で複数頭飼っている場合があると思うが、通知数は飼主の数ではなく、犬の頭数ということか。

溝井課長

通知先は飼主ですが、通知の数は犬の頭数ということになります。

桑島委員

3匹飼っている人には3通の通知が届くということは、無駄ではないか。名寄せできないのか。

溝井課長

犬の登録事務はパソコンで処理しておりますが、登録時ごとにそれぞれ入力しておりますので、同じ条件で入力されておれば、名寄せも可能だと思いますが、現段階では難しいと考えます。

桑島委員

まさに緊急雇用で雇うのだから、臨時職員にその住所と飼主の名前をチェックしてもらい、名寄せしてもらえばいいのではないか。実際に飼主は何人いるのか。

溝井課長 名寄せに関しては、可能な範囲で行ないたいと考えております。犬の登録ということですので、飼主の人数につきましては、把握しておりません。

桑島委員 パソコンでの管理はどのように行なっているのか。

溝井課長 現在は、アクセスで作られた独自のシステムで処理しております。

桑島委員 細かい話になるが、アクセスをエクセル処理して、並べ替えを行なえばすぐ分かるはずである。飼主の住所部分を並べ替えして、同じ住所で同じ名前であれば一本化できると思う。同じ住所に2通も3通も送るのは無駄である。なぜ、名寄せできないのか。

溝井課長 委員ご指摘のとおり、検討させていただきたいと思います。

桑島委員 帳票出力は、封筒へのベタ打ちなのかタックシール出力か。

溝井課長 現在は、タックシールを想定しております。

桑島委員 そのシステムに、あて先のバーコード付与機能はあるか。

溝井課長

ございません。

桑島委員

バーコードを付けて、郵便料金を安くすることはできないのか。1通10円安くなる計算とすれば、17万円損していることになる。17万円という、この予算の半分である。バーコード付与について検討したことはないか。

溝井課長

現在のところ行なっておりません。今後、検討させていただければと考えます。

杉田委員

過去5年間の接種状況をお知らせするとの説明があったが、実際の状況はどうなのか。

溝井課長

登録についてはシステム化しておりますが、個々の犬についての接種状況は把握しておりません。トータルの接種率に関しましては、接種後に注射済票の交付を受けた数を集計した率ですが、19年度が76.5パーセント、20年度が76.4パーセント、21年度が75.4パーセントでございます。このことから、およそ4分の3程度は接種をしていると判断しております。

浅野委員

予算に被服費が付いているが、臨時職員には被服費が付くということで、委託となると付かないのか。先ほど審議した、窓口業務委託には被服費はなかったが。

溝井課長

委託の場合というのは、不明でございます。今回の臨時職員につきましては、先ほど申しあげました主な業務のほかにも、犬に係わる業務等にも従事していただくということで、被服費も計上しております。

浅野委員

この被服費も県の緊急雇用創出基金から出るのか、それとも市が出すのか。

溝井課長

被服費につきましても、県からの補助対象となっております。

桑島委員

歩きたばこをしている人を見つけた場合、職員はどのようなアクションを起こすのか。

溝井課長

今回の臨時職員雇用については、歩きたばこ等の防止の啓発という意味で行なうものです。喫煙者に注意するということは、トラブルの元となりますので、今回は喫煙者の数の把握に留めるものです。

桑島委員

数の調査ということだが、禁止地区内のみの調査なのか。たまたま自宅の前が禁止地区との境であり、最もポイ捨てが多いと感じている。禁止地区に入る前のぎりぎりまで吸って、そこで捨てていくという状況なのではないか。禁止地区はさすがに定着しているが、その周りはどこも同じようにひどい状況なのではないか。人数の把握だけならば、対象地域をちょっと広げて調査してもらえるとうれしいのだが、そのへんはどうか。

溝井課長

本来の対象目的は禁止地区内です。巡回の状況にもよりますが、ただいまご指摘のとおり、可能な限り調査させていただければと思っております。

城下委員

たばこを吸っている人数を把握して、その後どうするのか。臨時職員の仕事は数の把握のみなのか。

溝井課長

数の把握も一つの要素ですが、今回は路上喫煙禁止地区を周知する意味合いがございます。また、禁止地区内での吸殻のポイ捨てがあった場合には、清掃もさせていただきます。今回の調査で、禁止地区内での喫煙人数が多い状況であれば、さらなる周知の方法等につきまして、検討していくことになると思っております。

杉田委員 歩きたばこ禁止区域というのは、市内に何箇所あるのか。また、今回の臨時職員は2名とのことだが、地区を回る方法はどのようになるか。

溝井課長 現在は8駅の周辺を指定しております。2人一組で回っていただくことを想定しております。ローテーションにつきましては、未定でございますが、状況を見て判断してまいりたいと思っております。

石井委員 今回の臨時職員の雇用基準というものはあるのか。たばこ組合に委託したりはしないのか。

溝井課長 あくまで市の臨時職員として雇用するもので、たばこ組合とは関係ございません。採用にあたっての基準も設ける予定はございません。

**【議案第98号当委員会所管部分 質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

(説明員交代)

**【意見】**

城下委員 議案第98号の所沢市一般会計補正予算(第6号)について、意見を申し上げます。反対する項目は、債務負担行為補正と戸籍住民基本台帳事務費の13委託料の75窓口業務委託料についてである。この業務は市



民の個人情報に関わる部分であり、個人情報漏えいにもつながるものである。また、今回の提案の説明としては、定員適正化計画に基づくものとの説明であったが、そもそも定員適正化計画自体が行政改革の一環であり、経費削減であるにもかかわらず、質疑では市の臨時職員の賃金よりも業務委託のほうが高いことが明らかになっている。また、偽装請負の問題や、個人情報についても、仕様書に明記するとのことであるが、このことについても問題がある。そもそも市民の個人情報に関わる大切な窓口部門を経費削減で民間委託にする市長の政治そのものが大変大きな問題であるという立場から、反対とする。

また、自治振興費については以下の理由により反対とする。

今回の予算はまちづくりセンター、これまでの公民館と出張所を統合し地域のつながりを形成しながら地域課題の解決に取り組むと共に市民の自主的なまちづくり活動を支援し、豊かな活力ある地域社会の実現を目的としている。しかし、社会教育法に基づく公民館と市の出先機関としてのコミュニティを推進する出張所を統合することによって、市民の個人情報などが守られるのかどうなのか。また、公民館につきましては質疑の中でも、必置義務はないとしても、これまでも地域課題の解決等を行ってきた、社会教育主事の配置は現状でも4名であり、この点についても今後どうしていくのかという協議が不十分であるということがわかった。そういう意味からも、公民館の機能の低下に繋がらない

のか、懸念される。また、新たな地域コミュニティ構想に向けた突破口でもあり、行政改革とも連動しているものであり、今回のこの条例制定について、本当に市民の立場に立ったサービスの充実に繋がるのかどうか、たいへん難しい部分も読み取れる。そういう意味から、今回のこの議案に対しては反対する。

脇委員

議案第98号の所沢市一般会計補正予算（第6号）について、意見を申し上げます。

債務負担行為補正の戸籍住民基本台帳事務費部分と戸籍住民基本台帳事務費の13委託料の75窓口業務委託料については、コストの面での削減という意味では問題があること、また守秘義務の問題、それから業者のノウハウを生かすということもなかなか納得のできるものには至らなかったもので、そのことで認められないということが一つである。また、本来この窓口業務は市が行なうべき業務であるという認識に立って、委託するべきではないというのが次の理由である。また定員適正化計画も、担当所管の実態が非常に業務が多いところについてはこのような形で定員を削減するべきではなく、定員適正化計画の中で可能であれば職員の適正配置という部分で工夫するべきであり、また本当であれば適正化計画自体業務の量からいうと見直さないと大変職員に重い負担がかかっていく計画であるという認識を持っている。以上の理由で反対

する。

村田委員

議案第98号の所沢市一般会計補正予算（第6号）について、意見を申し上げます。債務負担行為補正の戸籍住民基本台帳事務費部分と戸籍住民基本台帳事務費の13委託料の75窓口業務委託料については、以下の理由により賛成する。

人件費は一年間を通してかなり安くなることが実証されている。また、窓口業務の委託化については、今後長期的に見ると市の経費削減の面からも、窓口業務の委託化が拡大されていくと思う。例としては、市民医療センターの業務内容を見ると、委託化で窓口業務を完全にこなし、今日まで市民からクレームがついたという話は聞いたことがない。サービスの低下もなく、十分仕事をしているので、今後市の窓口業務についても委託化が十分市民にも受け入れられるという視点で賛成する。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第98号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

散 会 （午後1時57分）